

# 令和5年度ろっくひよこプリスクール自己点検・自己評価リスト

実施日：令和6年5月1日

記入者：職園長 氏名 井草晃

【点検結果評定基準】 A: 適正 B: 一部改善を要する C: 改善を要する D: 対象外

## 《職員》

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
1 職員の状況	<p>① 職員配置基準について</p> <p>ア 園長を設置していますか。</p> <p>イ 教育及び保育に直接従事する職員(注)数は、基準を満たしていますか。</p> <p>0歳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 3歳児 おおむね20人につき1人 4歳以上児 おおむね30人につき1人</p> <p>注：副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師 注：乳児4人以上が利用している幼保連携型認定こども園においては、保健師又は看護師を、一人に限って保育教諭とみなすことができます。ただし、学級を担任することはできません。</p> <p>ウ 教育及び保育に直接従事する職員は、必要な資格を有していますか。</p> <p>注：各職員の必要な資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者（平成27年度から5年間は特例により、片方の資格で可）</li> </ul> </li> <li>○助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者（平成27年度から5年間は特例により、幼稚園教諭の臨時免許状のみで可）</li> </ul> </li> </ul> <p>エ 園長が専任でない場合、1人を加配していますか。</p> <p>オ 上記アからエの配置基準を満たしていない場合、または必要な資格を有していない場合、公定価格上の減算措置がなされていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>D</p> <p>D</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律→以下「認定こども園法」第14条</li> <li>・前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例→以下「幼保基準条例」第5条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）(H26.11.28府政共生第1104号26文科発891号雇児発1128第2号)</li> <li>・認定こども園法第15条及び附則第5条</li> <li>・幼保基準条例第5条及び附則第4条</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（H28.8.23府子本第571号他）→以下「留意事項」別紙3 II (2) ii</li> </ul>	<p>クラス担任表、勤務割表（ローテーション表）等</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等																							
	<p>カ 調理員は配置していますか。(調理業務の全部を委託する場合を除く) 注: 2・3号認定に係る利用定員が40名以下場合は1人、151名以上の場合は3人、それ以外の場合は2人</p> <p>キ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置していますか。</p> <table border="1"> <tr> <td>医師名</td><td>霜田雅史</td><td>鈴木正敏</td><td>竹内佳世</td><td></td></tr> <tr> <td>医療機関名</td><td>小児科しもだクリニック</td><td>六供町歯科医院</td><td>調剤薬局元気の森</td><td></td></tr> <tr> <td>診療科目</td><td>小児科</td><td>歯科</td><td>薬剤師</td><td></td></tr> </table> <p>② 次の時間帯において、教育及び保育に直接従事する職員が2名以上配置されていますか。</p> <p>ア 標準時間認定利用時間開始から短時間認定利用時間開始までの時間帯 イ 短時間認定利用時間終了から標準時間認定利用時間終了までの時間帯 ウ 標準時間認定利用時間以外の延長保育時間帯 注: 短時間認定利用時間・・・8時間 標準時間認定利用時間・・・11時間</p> <p>③ 公定価格上の基本分単価に含まれる配置基準について ア 2・3号認定児の利用定員が90人以下である場合、1人加配していますか。</p> <p>イ 保育標準時間認定児を受け入れる場合、1人加配していますか。</p> <p>ウ 主幹保育教諭等(副園長、教頭、指導教諭も可)2人を専任化させるための代替要員を2人(常勤1名、非常勤1名)加配していますか。また、当該主幹保育教諭を学級担任としていませんか。 また、上記要件が満たされていない場合、公定価格上の減算措置がされていますか。</p> <table border="1"> <tr> <td>代替職員 氏名</td><td>秋山紗希</td><td>菅 清美</td><td></td></tr> <tr> <td>雇用形態</td><td>常勤・非常勤</td><td>常勤・非常勤</td><td></td></tr> </table> <p>注:該当する雇用形態に○を付けてください。</p> <p>エ 上記の定数に加えて非常勤講師等を加配していますか。</p>	医師名	霜田雅史	鈴木正敏	竹内佳世		医療機関名	小児科しもだクリニック	六供町歯科医院	調剤薬局元気の森		診療科目	小児科	歯科	薬剤師		代替職員 氏名	秋山紗希	菅 清美		雇用形態	常勤・非常勤	常勤・非常勤		D  A  A  D  A  A  A  A	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園法第27条準用学校保健安全法第23条</li> <li>幼保基準条例第5条</li> <li>留意事項別紙3 II 1(2) ii</li> <li>公定価格に関するFAQ</li> </ul>	学校医等の契約書、委嘱状  勤務割表(ローテーション表)等
医師名	霜田雅史	鈴木正敏	竹内佳世																								
医療機関名	小児科しもだクリニック	六供町歯科医院	調剤薬局元気の森																								
診療科目	小児科	歯科	薬剤師																								
代替職員 氏名	秋山紗希	菅 清美																									
雇用形態	常勤・非常勤	常勤・非常勤																									

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等																						
	<p>オ 上記アからエの配置基準を満たしていない場合、または必要な資格を有していない場合、公定価格上の減算措置がなされていますか。</p> <p>カ 事務職員及び非常勤事務職員を配置していますか。 注：非常勤事務職員は、認定こども園全体の利用定員が91人未満である場合及び、施設長等の職員が兼務する場合や業務委託する場合は、配置は不要です。</p> <p>キ 施設型給付上の加算の中で、専任が要件となっている職員を、基準上の職員に含めていませんか。</p> <p>○下記一覧の項目の中で、貴施設において受けている加算項目にチェックを入れてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>✓欄</th> <th>加算項目</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">常勤</td> <td>✓ 学級編制調整加配加算</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>✓ チーム保育加配加算</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>✓ 3歳児配置改善加算</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>✓ 満3歳児対応加配加算</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>✓ 低年齢児保育補助</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <th>✓欄</th> <th>加算項目</th> <th>非常勤職員 氏名</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤</td> <td>療育支援加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所児童待遇特別加算</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3歳児の配置を20:1から15:1にしている場合に加算      ※2 満3歳児(注)の配置を20:1から6:1にしている場合に加算      ※3 1歳児の配置を6:1から5:1にしている場合に補助(市単)      注：満3歳児・・・年度途中に3歳を迎え、1号認定を受けた子ども</p> <p>④ 最低基準上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育教諭を配置していますか。 <u>該当</u> <u>有</u> <u>無</u></p> <p>「有」の場合、次のいずれの条件も満たしていますか。</p> <p>ア 常勤の保育教諭が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループに係る最低基準上の保育従事者の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること <u>適</u> <u>否</u></p>	✓欄	加算項目	配置人数	常勤	✓ 学級編制調整加配加算	1 人	✓ チーム保育加配加算	2 人	✓ 3歳児配置改善加算	※1	✓ 満3歳児対応加配加算	※2	✓ 低年齢児保育補助	※3	✓欄	加算項目	非常勤職員 氏名	非常勤	療育支援加算		入所児童待遇特別加算		D	A	
✓欄	加算項目	配置人数																								
常勤	✓ 学級編制調整加配加算	1 人																								
	✓ チーム保育加配加算	2 人																								
	✓ 3歳児配置改善加算	※1																								
	✓ 満3歳児対応加配加算	※2																								
	✓ 低年齢児保育補助	※3																								
✓欄	加算項目	非常勤職員 氏名																								
非常勤	療育支援加算																									
	入所児童待遇特別加算																									
			<ul style="list-style-type: none"> <li>「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(H10.2.18児発第85号)</li> <li>「短時間勤務の教育・保育従事者の常勤換算について」(H27.11.27児福第30052-73号児童福祉課長通知)</li> <li>留意事項第4</li> </ul>																							

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>イ 常勤の保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ること（常勤換算値で確認）</p> <p>⑤ 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士についても、④と同様に取り扱うこととしていますか。 <u>該当</u> <u>有</u> <u>無</u></p> <p>⑥ 学級の編制について ア 3歳以上児について、共通利用時間に学級が編制されていますか。</p> <p>イ 1学級の園児数は35人以下となっていますか。</p> <p>ウ 各学級ごとに専任の保育教諭等を1人以上置いていますか。 注：保育教諭等…主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭 注：学級担任は、専任の副園長若しくは教頭が兼ねることができ、また、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>⑦ 園長は、教育・保育の質及び職員の資質の向上のため、次の取り組みを行っていますか。 ア 園長の方針の下に、保育教諭等職員が相互に連携しながら、教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画や指導の改善を図っていますか。</p> <p>イ 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画に基づき、組織的かつ計画的に教育及び保育活動の質の向上を図っていくことに努めていますか。</p> <p>⑧ 職員名簿、保育士登録証等資格書類の写し、出勤簿(又はタイムカード)、休暇簿、超過勤務命令簿及び出張命令簿は整備されていますか。</p> <p>⑨ 保育教諭を他の業務、又は他の施設等に兼務させていませんか。</p> <p>⑩ 保育教諭としての資格要件を満たしていない者を、最低基準上の保育教諭として業務に従事させていませんか。 また、保育教諭としての資格要件を満たしていない者で、最低基準上の保育教諭とみなされる者は、次の要件を満たしていますか。 <u>該当</u> <u>有</u> <u>無</u>  <input type="checkbox"/> 小学校教諭、養護教諭  <input type="checkbox"/> 知事が保育教諭と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（算定上必要な保育教諭が1人となるとき）</p>	D A A A A A A A A A D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公定価格に関するFAQ</li> <li>・幼保基準条例第4条</li> <li>・幼保基準条例第5条</li> <li>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領(H29.3.31内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)→以下「教育・保育要領」第1章第2-1</li> <li>・認定こども園法施行規則第26条準用学校教育法施行規則第28条</li> <li>・認定こども園法第15条及び同法附則第5条</li> <li>・幼保基準条例附則第8~11条</li> <li>・保育所等における保育士配置に係る特例について(H28.2.18雇児発0218第2号)</li> </ul>	勤務割表(ローテーション表)等  職員会議録 研修復命書等  職員名簿、出勤簿(タイムカード)、休暇簿、超過勤務命令簿、出張命令簿 幼稚園教諭免許状、保育士登録証 (保育士資格証は不可)

項目	自　主　点　検　事　項	評　価	関　係　法　令　等	確　認　書　類　等
	<p>⑪ 非常勤職員・臨時職員の雇用に当たっては「雇用通知書」の交付又は「雇用契約書」の締結をしていますか。</p> <p>⑫ 非常勤職員・臨時職員に交付する「雇用通知書」又は「雇用契約書」には、明示すべき労働条件が漏れなく記載されていますか。</p> <p>必要な事項：</p> <p>ア) 労働契約の期間に関する事項</p> <p>イ) 契約の更新の有無及び更新の条件（期間の定めがある場合）</p> <p>ウ) 就業の場所、従事すべき業務に関する事項</p> <p>エ) 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項</p> <p>オ) 賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り、支払の時期、昇給、賞与、退職金に関する事項</p> <p>カ) 退職に関する事項（解雇の事由を含む）</p>	A A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法第15条</li> <li>・労働基準法施行規則第5条</li> <li>・労働基準法第15条</li> <li>・労働基準法施行規則第5条</li> <li>・パートタイム労働法第6条</li> </ul>	雇用通知書等
2 職員研修	<p>① 職員の資質向上のため、研修を活用していますか。</p> <p>② 研修終了後報告をさせ、不参加の職員に研修内容を周知していますか。</p> <p>③ 参加者に偏りがありませんか。</p>	A A A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第90条第1項（第89条2項2号準用）</li> <li>・幼保基準条例第13条により準用する前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（→以下「最低基準条例」）第9条第2項</li> </ul>	研修復命書等
3 職員の健康管理	<p>① 職員（非常勤・臨時職員を含む）の雇入れ時に健康診断を実施していますか。また、その費用は事業者が負担していますか。</p> <p>② 職員の健康診断（人間ドックを含む。）は、毎年定期的に実施していますか。</p> <p>③ 調理、調乳等に従事する職員の検便を実施していますか。</p>	A A A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法第66条</li> <li>・労働安全衛生規則第43条</li> <li>・労働安全衛生規則第44条</li> <li>・認定こども園法第27条準用学校保健安全法第15条及び学校保健安全法施行規則第15条</li> <li>・社会福祉施設における衛生管理について（H9.3.31社援施第65号）別添大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③</li> </ul>	職員健康診断結果（記録） 検便実施記録
4 給与等の状況	<p>① 給与規程を整備していますか。</p> <p>② 給与規程に、給料表、初任給格付基準、前歴換算基準が整備されていますか。</p> <p>ア 給料表</p>	A A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法第89条第2号</li> </ul>	給与規程 給与台帳

有  無

項目	自　主　点　検　事　項	評　価	関　係　法　令　等	確　認　書　類　等
	<p>イ 初任給格付基準 <input checked="" type="checkbox"/>・ 無 ウ 前歴換算基準 <input checked="" type="checkbox"/>・ 無</p> <p>③ 規定に基づき初任給格付、前歴換算を行っていますか。</p> <p>④ 初任給の決定経過は給与台帳等により明確になってていますか。</p> <p>⑤ 規定に基づき定期昇給及び昇格を行っていますか。</p> <p>⑥ やむを得ず定期昇給を行わない場合、その理由が明確になっていますか。</p> <p>⑦ 定期昇給以外に特別の昇給を行っている場合、その理由が明確になっていますか。</p> <p>⑧ 施設長等の給与が当該施設の給与水準に比較して極めて高額となつていませんか。</p> <p>⑨ 各種手当は規定に基づき支払っていますか。</p> <p>⑩ 割増賃金（超勤手当、休日勤務手当、夜勤手当）は、勤務命令に基づき算出経過を明らかにしたうえで支給していますか。</p> <p>⑪ 旅費規程が整備されていますか。</p> <p>⑫ 規定に基づき旅費を支給していますか。</p> <p>⑬ 基本分単価の上昇分を職員の賃金改善につなげていますか。  <input checked="" type="checkbox"/> 賃金改善要件分について、給与改善を実施すること。  <input checked="" type="checkbox"/> 副主幹保育教諭・専門リーダーに月額4万円を上乗せすること。  <input checked="" type="checkbox"/> 職務分野別リーダーに月額5千円を上乗せすること。</p>	A A A D A A A D A A A A	各種届出（扶養、通勤、住宅） 時間外勤務命令（実績）簿  旅費規程 出張命令簿、旅費支給簿  ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（H27.3.31府政共生第349号他）	
5 就業規則等の状況	<p>① 就業規則を整備していますか。</p> <p>② 常時10人以上の職員を使用する施設については、就業規則（変更の場合を含む）が労働基準監督署へ届出されていますか。</p> <p>③ 就業規則の作成（変更）にあたり、労働組合又は職員の代表の意見を聴いていますか。</p> <p>④ 就業規則を、どのような方法で職員に周知していますか。</p>	A A A A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法第89条</li> <li>・労働基準法第89条</li> <li>・労働基準法第90条</li> <li>・労働基準法第106条</li> </ul>	就業規則  意見書

項目	自 主 点 檢 事 項	評 価	関 係 法 令 等	確 認 書 類 等
	<p>該当欄にチェックしてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 常時、職員の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 書面を職員に交付すること</p> <p><input type="checkbox"/> 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ職員がその内容を常時確認できる機器を設置すること</p> <p>(5) 職員（非常勤・臨時職員を含む）の勤務時間(始業、終業)を就業規則で明示していますか。</p> <p>(6) 規則と実態とは一致していますか。 例) 始業時間、終業時間、休憩時間、年次有給休暇等</p> <p>(7) 週労働時間は、法定労働時間以内ですか。</p> <p>(8) 時間外及び休日労働は、職員の代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署に届出していますか。（労働基準法36条協定）</p> <p>(9) (8)の有効期間は、過ぎていませんか。（1年間）</p> <p>(10) 職員（非常勤・臨時職員を含む）の年次有給休暇の付与日数は、労働基準法に定める日数を下回っていませんか。※H22.4.1法改正：労使協定締結により、年5日を限度として時間単位での取得可能。</p> <p>(11) 年次有給休暇の未取得日数を、翌年度へ繰越していますか。</p> <p>(12) 賃金の一部を控除(法定控除を除く)している場合、職員の代表と書面による協定を締結していますか。（労働基準法第24条協定）</p> <p>(13) 育児休業、介護休業に関する規程が整備されていますか。 (平成29年10月1日施行に合わせ、規程を改正していますか。)</p> <p>(14) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に伴い、65歳未満の定年を定めている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため次のいずれかの措置を講じていますか。 ア 定年の引上げ イ 繼続雇用制度の導入 ウ 定年の定めの廃止 ※イの場合の措置を具体的に記載してください。 (希望者で再雇用の対象となる基準を満たした場合</p>	A  A  A  A  A  A  A  A  A  A  A  A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法施行規則第52条の2</li> <li>・労働基準法第89条</li> <li>・労働基準法第32条</li> <li>・労働基準法第36条</li> <li>・労働基準法施行規則第16条</li> <li>・労働基準法第39条</li> <li>・労働基準法第24条</li> <li>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5～9条、21条、23条、24条</li> <li>・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条</li> </ul>	時間外労働・休日労働に関する協定書（36協定）  休暇簿  賃金控除に関する協定書（24協定）  育児休業等規程  就業規則